平成２３年（フ）第４８１号
滋賀県草津市木川町922番地６　宮前団地12号
債務者　日高　光春
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８７号
大津市馬場１丁目13番19号、前住所大津市におの浜２丁目２番７―507号　ルネスピース大津におの浜
債務者　宮﨑　珠紀
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９２号
滋賀県野洲市小篠原882番地　シャルマンコーポ野洲駅前通り702号室
債務者　石田　典子（旧姓雪吹）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９５号
大津市茶が崎３番11―402号
債務者　板橋　智子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０１号
大津市唐崎１丁目25番１号　コーポヤマモト203号室
債務者　永山ヤス子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０５号
大津市伊香立南庄町1364番地
債務者　澤井　淳次
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１号
鳥取県境港市弥生町213番地
債務者　阿部美栄子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３５号
鳥取県日野郡日南町印賀1147番地１
債務者　古田　拓也
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１３８号
鳥取県西伯郡大山町荘田655番地
債務者　南﨑ミチ子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第６３号
愛媛県今治市波方町波方甲3662番地５　矢野ハイツ２号、旧住所愛媛県今治市高部乙19番地47
債務者　眞鍋　　健
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４５０号
宮崎市神宮東３丁目８番57号
債務者　姜辰豢こと　松浦　辰泰
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６２号
宮崎市広島１丁目14番４号　サカエコーポ303号
債務者　田口智恵子（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６９号
宮崎県都城市蓑原町1706番地
債務者　新宮　洋子（旧姓徳重）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４３８号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目19番30号
債務者　中間　美佳
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡３丁目21番11号
債務者　領家かおり
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番13号３Ｆ
債務者　楠畑　義彦
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
鹿児島県鹿児島市小原町45番５号ハイツアガリエ303号
債務者　藤田　光貴
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係